

平成20年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年6月6日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成20年6月6日 9時57分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	2番	山口 巖	3番	平古場 公子	5番	牟田 則雄
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年6月6日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第1号
議案第39号～議案第50号
諮問第1号～諮問第2号
町長の提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成20年6月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中に全員出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成20年第2回太良町議会定例会第2回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として2番山口巖君、3番平古場君、5番牟田君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月2日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から6月16日までの11日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月16日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

議長より報告をいたします。

去る5月20日から21日の2日間、東京で開催されました第33回町村議会議長・副議長研修会に私と下平副議長と出席してまいりました。

「あるべき議会像を求めて」のテーマで開催された今回の研修会は、伊藤忠商事の丹羽宇一郎氏の「汗出せ、知恵出せ、地方分権」、エッセイストでタレントのイーデス・ハンソン氏の「地球に優しい暮らし方」、早稲田大学教授宮口としみち氏の「町村の存在価値と役割」などの講演をいただき、内容の濃い研修でありました。

その中でも丹羽先生の講演では、道路、公共施設、農地、地域の交通手段などは、現在の縦割り行政では弊害だらけであるとの指摘がなされ、まさに民間から見た行政の問題点であると痛感をいたしました。先生が言われるには、国、県、町村の管理と分けず、すべて一本化して地域に任せる方法をとれば、地域の声が反映され、現在よりもっと有効活用できるものとのことでもあります。

2日目は、新潟県大潟村の黒瀬村長による「住民自治の村づくりへの取り組み」についての基調講演と、山形県庄内町、長野県箕輪町、鹿児島県さつま町の議長をパネラーとした「あるべき議会像を求めて～わが議会の活性化実践例」と題したシンポジウムが行われ、コーディネーターには、第三次地方議会活性化委員で中央大学の今村教授を交え、各議会の取り組みと今後のあり方について議論がなされました。

各議会とも、町村の特色を生かした議会活動が行われ、議会活性化はもとより、新たなまちづくりに熱心に取り組まれていることが印象に残りました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第1号、議案第39号から議案第50号、諮問第1号から諮問第2号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成20年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各

位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第1号から順を追って、提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成19年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成19年度太良町一般会計繰越明許費につきましては、去る3月定例議会で議決を得たところではありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により説明し、報告いたします。

繰越計算書をごらんください。

平成20年度に繰り越す事業は全部で3事業であります。

まず、広域漁港整備事業であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は、53,207千円、うち翌年度への繰越額も同額の53,207千円であります。

次に、小学校費の耐震診断業務委託料であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は4,298千円、うち翌年度への繰越額も同額の4,298千円であります。

次に、中学校費の耐震診断業務委託料であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は4,249千円、うち翌年度への繰越額も同額の4,249千円であります。

以上、3事業を合計いたしますと、平成20年度への繰越額は61,754千円となっております。

次に、議案第39号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布され、同日に施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要する事項について、平成20年4月30日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めるものであります。

改正いたしましたのは、町民税、固定資産税のそれぞれの一部であります。

まず、町民税につきましては、3点の改正であります。

1点目が公益法人制度改革に伴う法人町民税均等割の規定の整備であります。法人でない社団または財団で、収益事業を行わないものについては非課税とし、法人でない社団または財団で、収益事業を行うもの、公益法人など資本金または出資金を有しない法人については、最低税率を適用する旨の規定の整備の改正であります。

2点目が、住宅ローン特別税額控除の申告手続の弾力化であります。平成19年1月からの所得税から住民税への税源移譲により、住宅借入金等特別控除の適用がある者について、所得税から住宅借入金等特別控除額を控除し切れなかった場合や所得の減少により所得税が課税されなくなった場合は、市町村への申告により、住民税額を軽減する特例措置が適用されることとなりました。この場合、市町村への申告は確定申告の最終日までに行わなければなりませんでしたが、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、税額控除が適用できるよう改正したものであります。

第3点目が、エンゼル税制における株式売却時点の譲渡益圧縮措置の廃止であります。個人投資家が投資した一定のベンチャー企業の株式を譲渡した場合に得られる譲渡益については、譲渡益を2分の1に圧縮する優遇措置が適用されておりましたが、この特例措置を廃止したものであります。固定資産税につきましては、1点の改正で既存住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置の創設であります。平成20年1月1日に現存する住宅を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、現行の省エネ基準に適合するよう300千円以上の費用で窓の改修工事や床、天井、壁の断熱改修工事を行った場合、120平方メートル分を限度として、改修工事を行った翌年度分に限り、固定資産税の税額の3分の1を減額する措置が創設された地方税法の改正に伴い、その申告手続について規定を追加整備したものであります。

以上、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第40号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、同日に施行されたことに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について、平成20年4月30日付で地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容の1点目は、国民健康保険税の基礎課税額に係る改正です。

1番目は、課税限度額を560千円から470千円に引き下げるもの、2番目は、所得割率を11.3%から8.5%に引き下げるもの、3番目は被保険者均等割額を25,500円から21千円に引き下げるもの、4番目は世帯別平等割額を31千円から24千円に引き下げるものであります。

2点目は、後期高齢者支援金等の追加です。1番目は課税限度額を120千円とする、2番目は所得割率を2.8%とする、3番目は被保険者均等割額を4,500円とする、4番目は世帯別平等割額を7千円とするものであります。

次に、議案第41号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

戸籍法の一部を改正する法律が、平成19年5月11日に公布され、その施行日を平成20年5月1日とする政令が同年3月7日に公布されたことに伴い、太良町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について、平成20年3月25日付で地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めます。改正の内容は、引用条文の一部を改めるものであります。なお、手数料の改正はありません。

次に、議案第42号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成19年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、地方交付税等の歳入予算額の確定に係る補正及び事業所の確定等による歳出予算額の補正について、去る3月31日付で、地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認

を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

14ページをごらんください。

一般管理費の退職手当組合負担金（特別負担金）の3,959千円は、職員の早期退職等に伴う特別負担金であります。公共施設整備基金の基金積立金145,047千円は、今回の補正に係る剰余金を積み立てるものであります。

17ページをごらんください。

中学校費の学校建設費52,212千円の減額補正は、大浦中学校屋内運動場増改築等事業の事業費確定によるものであります。

その他の補正では、歳入の確定による財源の組み替えや事業費の確定による補正であります。

次に、歳入につきましては、地方譲与税、地方交付税、町債などの額の確定に伴う補正、高校総体鹿島市太良町実行委員会の解散に伴う清算金などでありまして、

今回の専決による補正により、平成19年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに4,829,540千円となっております。

次に、議案第43号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成20年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、平成19年度決算で4,676千円の歳入不足が生じたので、平成20年度予算で歳入不足を補てんするため、去る5月23日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、それを報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、その財源としては、支払基金交付金の過年度分精算を充当いたしております。

次に、議案第44号は、佐賀縣市町総合事務組合理約の変更についてであります。

武雄市が、佐賀縣市町総合組合の議会の議員、その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤に係る災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴い、佐賀縣市町総合事務組合理約を変更することを協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号は、不動産の取得についてであります。

本案は、水源涵養等の公益的機能の維持・増進を図るため、山林等230万3,946平方メートルの不動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号は、平成20年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成20年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,413千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,639,413千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

まず、予算書の11ページをごらんください。

電子計算費の電算システム改修委託料1,609千円は、国民健康保険税、後期高齢者医療制度、障害者自立支援の各法改正に対応するためのシステム改修委託料であります。

17ページをごらんください。

特産地づくり推進費のワサビ生産施設・加工施設整備事業費補助金63,838千円は、農事組合法人多良岳のワサビ生産施設及びワサビの加工施設整備事業に対する補助金であります。

事業年度は、来年度までの2カ年事業で、本年度は全額国庫補助金を充当いたしております。

22ページをごらんください。

非常備消防費の報償費8,454千円は、平成19年度で退団された消防団員19名に対する退職報奨金及び退職功労金であります。

24ページをごらんください。

公民館費の地区公民館整備事業費補助金129千円は、早垣地区公民館の屋根改修事業費に対する補助金であります。

なお、歳出予算に計上しております給料などの人件費の補正は、4月の人事異動や共済費負担率の改正などに伴う補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをごらんください。

国庫支出金のワサビ生産施設・加工施設整備事業費補助金63,838千円と、9ページの諸収入の消防団員退職報奨金7,230千円は、歳出の各事業費に充当し、県支出金の農地等災害復旧事業費補助金の施越分として当初予算に計上しておりました283千円は、平成19年度に収入いたしましたので、今回、予算の減額をいたしております。

その他、財政調整基金では、本予算の財源調整として、繰入金の減額をいたしております。

次に、議案第47号は、平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

それでは、歳入について説明いたします。

6ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金9,976千円、国庫補助金の財政調整交付金2,641千円及び県補助金の財政調整交付金1,857千円の追加は、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の支出額の確定に伴うものであります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページをごらんください。

老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金20,810千円の追加は、老人保健医療費拠出金の額の確定に伴うものであります。

8ページをごらんください。

予備費の6,185千円の減額は、国庫負担金、国庫補助金及び県補助金等の一般財源組み替え等による予算の調整であります。

次に、議案第48号は、平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

7ページをごらんください。

一般管理費3,517千円は、職員の人事異動による人件費の減額補正であります。

次に、議案第49号は、平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページをごらんください。

医業費用、経費の委託料2,048千円の増額補正は、当病院において実施する特定健康診査及び生活機能評価について、業務の一部を佐賀県医師会成人病予防センターへ委託するためのものであります。

次に、議案第50号は、太良町固定資産評価員の選任についてであります。

地方税法第404条第1項に規定する太良町固定資産評価員であった木下慶猛氏の副町長の任期が本年3月末をもって満了し、それに伴い固定資産評価員の任を解きましたので、新たに固定資産評価員の選任をいたしたく、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

選任しようとする者は、太良町大字多良9014番地、昭和23年7月31日生まれ、現副町長の永淵孝幸であります。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものであります。

本案は、現人権擁護委員の峰下佐恵子氏が、平成20年9月30日をもって任期満了となりましたので、再度、峰下佐恵子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

記、住所、太良町大字多良1787番地の1、氏名、峰下佐恵子、生年月日、昭和19年5月11日。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものであります。

本案は、現人権擁護委員の澤純滋氏が平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、再度、澤純滋氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

記、住所、太良町大字大浦甲248番地、氏名、澤純滋、生年月日、昭和24年3月3日。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって、本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前9時57分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 巖

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄